事　務　連　絡
平成２８年９月２７日

三重県土地家屋調査士会会員　各位

津地方法務局
首席登記官（不動産登記担当）　林　康雄

三重県土地家屋調査士会
会　長　神戸照男

筆界特定事件の迅速処理のための取組について

平素は，法務行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，筆界特定制度は，発足から本年１月で１０年が経過したところであり，全国において，毎年２，５００件前後の申請がされていることを踏まえると，同制度は国民に深く定着したものであるといえます。

津地方法務局においては，平成２６年７月以降，申請から１年以上を経過した，いわゆる長期未済事件はなく，おおむね標準期間内処理（６か月）が実現できております。これもひとえに会員及び筆界調査委員の皆様の一方ならぬ御理解と御協力のたまものであり，深く感謝申し上げます。

しかし，筆界特定制度が国民の負託に応えていくためには，筆界特定事件の早期処理を定着させ，その利便性を向上させることが必要となることから，法務局と土地家屋調査士会との連携を密にして，打合せ会や研修会の開催を通じて筆界特定担当職員及び筆界調査委員のスキルアップを図り，事件の進捗管理の徹底などに取り組むことを予定しております。

つきましては，筆界特定における事務の効率化を目的として，会員の皆様方に下記の取扱いについて御協力をお願いすることとしましたので，お知らせし

ます。

記

1　筆界特定申請の添付書類に係る取扱いについて

土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人（以下「土地家屋調査士等」という。）が代理人として申請する筆界特定申請には，不動産登記規則第９３条ただし書きの不動産の調査報告書（以下「調査報告書」という。）を添付する。

2　上記取扱いを行う趣旨

土地家屋調査士等が申請人代理人として筆界特定を申請する際，現地における境界標識，構造物等の物証や筆界の確認に係る情報，収集した資料や現地の状況を把握することができる画像情報等を調査報告書として提供していただくことにより，筆界特定の申請を受けて一から始めていた資料収集や申請に及んだ筆界の主張の根拠をいち早く把握することが可能となり，もって，筆界特定事件の迅速処理につなげるものです。